

第2号様式(第10条関係)

令和2年7月27日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 宮城 一郎



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 宮城 一郎

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

| 項 目 | 支 出 額 | 備 考 |
|----------------|--------|---------------------|
| 調査研究費 | | |
| 研 修 費 | | |
| 広聴広報費 | | |
| 要請陳情等 活 動 費 | | |
| 会 議 費 | | |
| 資料作成費 | | |
| 資料購入費 | 23,733 | 新聞購読料 |
| 事 務 所 費 | 41,755 | 事務所家賃、電気料金、水道料金 |
| 事 務 費 | 3,309 | インターネット回線使用料、複合機使用料 |
| 人 件 費 | | |
| 合 計 | 68,797 | |

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 381,203 円

領 収 証

宮城一郎 様

令和 2 年 5 月 1 日

¥3,075

上記正に領収いたしました

琉球新報 宜野湾中央販売店

宜野湾市上原2-6-7 上江洲吉鋪101

電話・FAX (098)892-7730

店 主 当 銘 亭

内 訳

| 種 別 | 年 別 | 月 別 | 数 量 | 単 価 (税 込) | 合 計 (税 込) |
|---------|------|-----|-----|-----------|-----------|
| 琉 球 新 報 | 令和2年 | 3月 | 1 | ¥3,075 | ¥3,075 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | 3月 | 1 | ¥3,075 | ¥3,075 |

備 考 但し、令和 2年3月分として

議会活動、議案研究に活用のため、全額充当。

※カード引き落としのため、2ヶ月遅れの決済となる。

領 収 証

宮城一郎 様

令和 2 年 6 月 5 日

¥3,075

上記正に領収いたしました

琉球新報 宜野湾中央販売店

宜野湾市上原2-6-7 上江洲店舗101

電話・FAX (098)892-7730

店主 当銘 亨

内 訳

| 種 別 | 年別 | 月別 | 数量 | 単価(税込) | 合計(税込) |
|---------|------|----|----|--------|--------|
| 琉 球 新 報 | 令和2年 | 4月 | 1 | ¥3,075 | ¥3,075 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | 4月 | 1 | ¥3,075 | ¥3,075 |

備 考 但し、令和2年4月分として

議会活動、議案研究に活用のため、金額充当。

* カード引き落としのため、2ヶ月遅れの決済となっている。

領 収 証

宮城一郎 様

令和 2 年 7 月 3 日

¥3,075

上記正に領収いたしました

琉球新報 宜野湾中央販売店

宜野湾市上原2-6-7 上江洲店舗101

電話・FAX (098)892-7730

店主 当銘 亨

内 訳

| 種 別 | 年別 | 月別 | 数量 | 単価(税込) | 合計(税込) |
|------|------|----|----|--------|--------|
| 琉球新報 | 令和2年 | 5月 | 1 | ¥3,075 | ¥3,075 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 合 計 | | 5月 | 1 | ¥3,075 | ¥3,075 |

備 考 但し、令和2年5月分として

議会活動、議案研究に活用のため、金額充当。

※カード引き落としのため、2ヶ月遅れの決済となっている。

議会活動、議案研究に活用のため、全額充当。
 ※カード引き落としのため、3ヶ月遅延の決済と
 なっている。

お問い合わせ番号: 1330-00645442
 領収書 No. 24374311
 2020年2月分 領収書
宮城 一郎 様
 御購読 ありがとうございます。
 合計 3,075 円
 (内消費税 227)

| | | |
|------------|---|-------|
| 沖縄タイムス本紙 ※ | 1 | 3,075 |
|------------|---|-------|

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を
 領収致し
 知城多摩子
 販売店 野崎中原
 事業者番号
 TEL 943-2277
 店主 田嶋 美穂

5/7

お問い合わせ番号: 1330-00645442
 領収書 No. 24584316
 2020年3月分 領収書
宮城 一郎 様
 御購読 ありがとうございます。
 合計 3,075 円
 (内消費税 227)

| | | |
|------------|---|-------|
| 沖縄タイムス本紙 ※ | 1 | 3,075 |
|------------|---|-------|

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を
 領収致し
 知城多摩子
 販売店 野崎中原
 事業者番号
 TEL 943-2277
 店主 田嶋 美穂

6/2

お問い合わせ番号: 1330-00645442
 領収書 No. 24741879
 2020年4月分 領収書
宮城 一郎 様
 御購読 ありがとうございます。
 合計 3,075 円
 (内消費税 227)

| | | |
|------------|---|-------|
| 沖縄タイムス本紙 ※ | 1 | 3,075 |
|------------|---|-------|

※軽減税率対象 8%対象 3,075円 消費税 227円
 ※上記の金額を
 領収致し
 知城多摩子
 販売店 野崎中原
 事業者番号
 TEL 943-2277
 店主 田嶋 美穂

7/2

資料購入費

新聞購読料 領収証

宮城一郎様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

R2年 4月分 領収日 7月 3日

| | |
|------|--------|
| 領収金額 | ¥1,887 |
|------|--------|

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|------|--------|----|-------|
| 公明新聞 | 1,887 | 1 | 1,887 |

販売店 崎山 秀人
住所 島尻郡与那原町上与那原411-5
TEL 098-943-2126 FAX 098-943-2124

お申込No. 

政務活動の為、全額充当

新聞購読料 領収証

宮城一郎様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。


R2年 6月分 領収日 7月 3日

| | |
|------|--------|
| 領収金額 | ¥1,887 |
|------|--------|

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|------|--------|----|-------|
| 公明新聞 | 1,887 | 1 | 1,887 |

販売店 崎山 秀人
住所 島尻郡与那原町上与那原411-5
TEL 098-943-2126 FAX 098-943-2124 

新聞購読料 領収証

宮城一郎様

ご購入ありがとうございます。
下記金額を正に領収いたしました。

R2年 5月分 領収日 7月 3日

| | |
|------|--------|
| 領収金額 | ¥1,887 |
|------|--------|

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|----|--------|----|----|
| | | | |

その他購読料等 領収証

| 品名 | 定価(税込) | 部数 | 金額 |
|------|--------|----|-------|
| 公明新聞 | 1,887 | 1 | 1,887 |

販売店 崎山 秀人
住所 島尻郡与那原町上与那原411-5
TEL 098-943-2126 FAX 098-943-2124

お申込No. 

政務活動の為、全額充当

6日分購読料のうち、仕期満了後
の6/25以降 6日分は充当除外。

$1,887 \text{円} \times \frac{24}{30} = 1,509 \text{円 (充当)}$

領収書 サンジョウビル (1-B号) 宮城 一郎 様

金額 ￥ 70,000 円也

但し、4月分家賃として

2020年04月08日 上記正に受領いたしました

住所 沖縄県宜野湾市新城2-38-10

氏名 有限会社 日本不動産

TEL(098)893-1748



担当者

領収書 サンジョウビル (1-B号) 宮城 一郎 様

金額 ￥ 70,000 円也

但し、5月分家賃として

2020年05月08日 上記正に受領いたしました

住所 沖縄県宜野湾市新城2-38-10

氏名 有限会社 日本不動産

TEL(098)893-1748



担当者

2月8日～6月7日 来記 県議会議員選挙事務所にて使用のため、
赤字除外。

領 収 書 サンジヨウビル (1-B号) 宮城 一郎 様

金額 ￥ 16,330 円也

但し、6月分日割家賃として
(6/1~6/7 7日分)

2020年06月12日 上記正に受領いたしました。

住 所 沖縄県宜野湾市新城2-38-10

氏 名 有限会社 日本不動産

TEL(098)893-1748

印紙

担当者

領 収 書 サンジヨウビル (1-B号) 宮城 一郎 様

金額 ￥ 53,670 円也

但し、6月分日割家賃として
(6/8~6/30 23日分)

2020年06月12日 上記正に受領いたしました。

住 所 沖縄県宜野湾市新城2-38-10

氏 名 有限会社 日本不動産

TEL(098)893-1748

担当者

2月8日~6月7日 県議会議員選挙事務所にて使用のため、

① 6/1~7 分の日割家賃は充てず除外。

② 6/8~30 分の日割家賃 23日分のうち、任期満了後の6/25以後6日分は充てず除外。

$$53,670 \text{ 円} \times 17/23 = 39,669 \text{ 円 (充てず)}$$

領 収 書

サンジョウビル (1-B号)

宮城 一郎

様

金額 ￥ 4,840 円也

但し、水道料金として

(4/16~6/15迄)

2020年07月17日

上記正に受領いたしました

住所 沖縄県宜野湾市新城2-38-10

氏名 有限会社 日本不動産

TEL(098)893-1748

印紙

担当者

| | |
|-------|-------|
| 家賃 | |
| 駐車料金 | |
| 共益費 | |
| 敷金 | |
| 礼金 | |
| 仲介手数料 | |
| 水道料金 | 4,840 |

領 収 書

サンジョウビル (1-B号)

宮城 一郎

様

金額 ￥ 2,420 円也

但し、水道料金として

(6/16~6/30迄)

2020年07月17日

上記正に受領いたしました

住所 沖縄県宜野湾市新城2-38-10

氏名 有限会社 日本不動産

TEL(098)893-1748

印紙

担当者

| | |
|-------|-------|
| 家賃 | |
| 駐車料金 | |
| 共益費 | |
| 敷金 | |
| 礼金 | |
| 仲介手数料 | |
| 水道料金 | 2,420 |

2月8日~6月7日 県議会議員選挙事務所にて使用のため。

① 4/16~6/15 分の日割水道料のうち、4/16~6/17 日の53日間を充当除外。

$$4,840円 \times 8/61 = 634円 (充当)$$

② 6/16~6/30 分の日割水道料のうち、(4期満了後の6/25以後6日分は充当除外)。

$$2,420円 \times 9/15 = 1,452円 (充当)$$

事務所概要申告票

議員名 宮城 一郎

1. 物件の所在

| | |
|------|-------------------------|
| 住所 | 宜野湾市野嵩1-2-14 サンジヨウビル1-B |
| 電話番号 | [REDACTED] |

2. 所有区分


| |
|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 |
| <input type="checkbox"/> 自己所有物件 |

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

| |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 |
| ・賃貸借契約先 [[REDACTED]] |
| ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 |
| ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別 |

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

宮城 一郎 

賃貸人 氏名

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

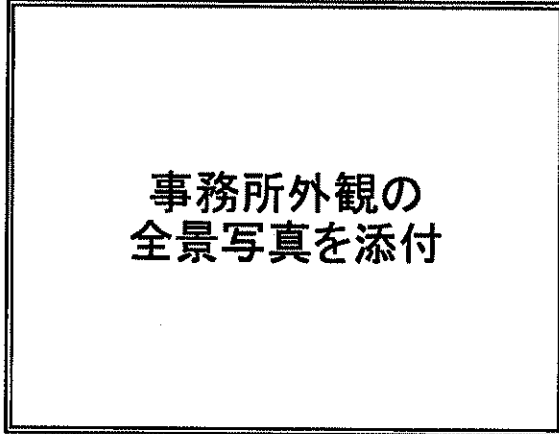
事務所費充当状況申告票

議員名 宮城 一郎

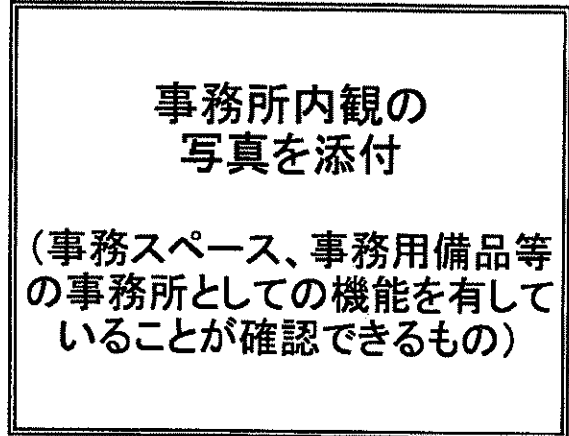
1. 事務所の状況

| | |
|----|-------------------------|
| 住所 | 宜野湾市野嵩1-2-14 サンジョウビル1-B |
|----|-------------------------|

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

| | |
|------|------|
| 充当割合 | 全額充当 |
|------|------|

充当割合の説明：

県議会議員活動以外の利用がないため

(関係経費)

| | |
|--------|----------------|
| 家賃(月額) | 70,000 円 |
| その他 | 仲介手数料 75,600 円 |
| | 4,840 円 |

(充当額)

| | |
|--------|----------------|
| 家賃(月額) | 70,000 円 |
| その他 | 仲介手数料 75,600 円 |
| | 4,840 円 |

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 宮城 一郎





2017/04/28



2017/04/28

平成28年 7月 7日
建物質貸借契約書

| 物件の表示 | | 質借の条件 | |
|-------|----------------|-------|----------------------------|
| 名称 | サンジヨウビル | 使用目的 | 政治活動事務所として |
| 所在地 | 宮野澤市野高1丁目2番14号 | 契約期間 | 平成28年8月1日～ 平成30年7月31日まで |
| 面積 | 85.95㎡ | 賃料 | ¥70,000 当月分を毎月5日 までに支払う |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造り | 共益費 | ¥0 (窓口払い) |
| 駐車場 | 有り | 敷金 | ¥70,000 契約時に支払う |
| | | 礼金 | ¥0 契約時に支払う |
| | | 火災保険料 | ¥20,000 2年毎に支払う |
| | | 家賃保証料 | ¥56,000 契約時に支払う |

貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は上記質借の目的物(以下「本物件」という。)について、次の事項により質借契約を締結した。

第1条 (使用目的)
乙は本物件を該条記載の目的にのみ使用するものとする。

第2条 (契約期間及び更新)
契約期間は前条記載のとおりとする。且し契約満了する30日前までに甲乙いずれからの申し出がないときは、この契約は同一の条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

第3条 (賃料等)
乙は該条の記載に依り、賃料等を甲に支払わなければならない。乙が期限までに賃料等の支払いを怠ったときは、乙は甲に対し、延滞賃料等の10%を加算した額を支払うものとする。なお賃料は、経済事情の変動、公租公課の増徴、近隣相場の変動等の結果により不相当となつたときは、これを改定することができる。

第4条 (敷金)
敷金は無利息とし、乙は敷金をもって本契約の債務と担保することはできず、甲は乙が本物件を明け渡したときは、乙に該条記載の金額を30日以内に返還するものとする。但し、甲は乙に該条の未払い金がある場合、敷金より任意にこれを控除することができる。

第5条 (禁止行為)
乙は本物件において次の行為をしてはならない。
1 本物件の全部または一部若し賃借権の全部、一部を質借する行為
2 本物件に対する換借行為(甲の承諾を得ない無断改築、修繕取りつけを含む)
3 火災、窃盗等の損害、及び近隣に迷惑を及ぼす行為
4 人声、楽器、ラジオ、ステレオ、テレビ等の増設による迷惑行為
5 賭博、娯楽、酒類、喫煙行為等公安秩序に碍する行為
6 道路、廊下、階段、屋上などの共用部分を不法占拠したり、私物を置く行為
7 本物件を該条記載の目的以外に使用する行為
8 甲に対し損害を生ずる行為

第6条 (契約の解除)
乙又は、乙の同居人が次の一つに該当した場合は、甲は催告をしないで直ちに本契約を解除することができる。又、この規定により契約を解除された場合は、乙は10日以内に本物件を明け渡さなければならない。
1 賃料の支払いを2ヵ月分以上滞りしたとき
2 賃料の支払いを度々遅延し、その遅延が当該条における甲乙の借借関係を著しく害するとき
3 近隣住民等に対する不安をいだかせたり、警察当局の介入を生じさせたとき、又は騒音回と関係があったとき
4 公序良俗に反する行為があったとき、又はその他本契約に違反したとき

第7条 (立ち入り点検)
甲又はその代理人は、建物の保全、防火、防犯、衛生、家賃等に關し、必要あるときは随時本物件内に立ち入り、必要な点検措置を講ずることができる。この場合、乙は中の措置に協力しなければならない。

第8条 (火災盗難等)
火災、天災地変、その他の非常の災難、盗難、強盗等により乙に損害が生じた場合でも、甲は一切の責任を負わない。又盗難等による本物件の毀損部分の修繕費、カギの取り替え費用等は乙の負担とする。

第9条 (乙の修繕費負担)
乙は次に掲げる費用を負担する。
1 内装、照明、衛生器具、給排水、電気配線設備、排水等のつぎの処理
2 費用の取替の修繕、その他乙の過失等により生じた毀損部分の修繕費

第10条 (駐車場)
乙は指定された駐車場に車両以外を置くことはできず、使用に關し次のことに同意し、遵守する。
1 駐車場は自己管理とし、清掃、警備、第3者による無断駐車、その他のトラブルは乙において処理する。
2 乙は自動車保管場所の取替(取替場所の発行)に關しては、1台につき金5万円の保証金を甲に預託する。なお乙が同意書を抹消した場合は、甲は乙に対し連帯して保証金を返還する。

第11条 (明渡し規定)
乙は本物件を明け渡す場合は、その原因のいかんにかかわらず次の規定に従う。
1 乙は本物件を明け渡す時は、甲に対し1ヶ月間または賃借による予告をしなければならぬ。
2 乙は明け渡しの日までに、自ら設置した什器備品等を撤去し、本物件の原状回復の処置を行ふ義務を負う。
3 乙の什器備品等が明け渡し期日から7日以内に取除き撤去されないときは、乙はその撤去費用を放棄したものとす。甲は該費用を負担する。但し、これに要した費用は乙の負担とする。
4 乙は明け渡しの際に、立退き料等の請求並びに乙の付加した遊作物の買取りの請求をすることはできない。

第12条 (違約金)
乙の事由により本契約終了以前に解約した場合は、又は乙が本契約第5条に違反した場合は、又は乙が本契約第6条に違反した場合は、乙は甲に対し賃料の1ヶ月相当分の違約金を支払うものとする。

第13条 (連帯保証人)
連帯保証人は、本契約による乙の一切の債務につき、連帯してその履行の責を負うものとする。なお賃貸借契約が更新された場合は(法定更新を含む)でも、新たな契約書の作成を必要とせず、本契約書をもちつて連帯保証人であることを承諾したのとし、本物件の明け渡しが完了し、乙の債務が完済されるまでは、連帯保証人の責を負うものとする。

第14条 (紛争処理)
本契約上に紛争が生じたときは、甲の所在管轄裁判所に付することとし、甲も乙も又連帯保証人も認諾する。
特約 (有・無)

1 本物件は現況引き渡しとし、しりしり時に借主は通常の清掃を行い本物件を明け渡すものとする。
2 本物件は該条記載の用途に限り共同使用の為、他の店舗等に充分な配慮をして使用するものとする。
3 借主は本物件を改築工事する場合は、事前に借主の書面による許可を得るものとする。
借主は平成29年8月1日より毎年1回家賃保証料として、家賃の10%相当額(¥7,000)を家賃保証会社へ前払いで支払うものとする。

買主(甲) 住所 氏名 [Redacted]
買主(乙) 住所 氏名 宮野澤市野高1丁目2番14号 常城一野
連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]
連帯保証人 住所 氏名 [Redacted]

宅建業者
沖野澤市野高1丁目2番14号 常城一野 宅地建物取引士
沖野澤市野高1丁目2番14号 8番10号
電話 (098) 233-11748
(有)日本不動産協会 新設 誠誠 誠

重要事項説明書

平成28年7月27日

下記の不動産について、宅建業法第35条の規定に基づき、次のとおり説明します。

1. 物件の表示

| | | |
|-----|-------------------|------|
| 名称 | サンジヨビル | 1-B |
| 所在地 | 長野県野澤町自2番14号 | |
| 面積 | 85.95㎡ | 店舗 |
| 構造 | 鉄筋コンクリート造り陸屋根3階建て | |
| 駐車場 | 有(無) 指定番号 | 別紙参照 |

2. 賃貸借の条件

| | | | |
|----|-----|----|----|
| 用途 | 事務所 | 期間 | 2年 |
|----|-----|----|----|

3. 設備

| | | | |
|------|-----------|------------|------------------|
| 電気 | 分電盤あり | 店 | 空室()A |
| 水道 | 専(字) 計り当て | 管理 | TEL 0120-58-6390 |
| ガス | 長野県ガス | TEL | 893-3824 |
| A/C | 有(無) 台 | トイレ | 有(無) |
| 排水 | 有(無) 浄化槽 | 給湯 | 有(無) |
| 浴室 | 有(無) | ※テレビアンテナ個人 | |
| クツ履 | 有(無) | | |
| エアコン | 有(無) | | |

4. 石綿使用調査結果の概要

| | | |
|----|------|-----------|
| 記録 | 有(無) | 所有者に問い合わせ |
|----|------|-----------|

5. 建物前面部分の占有

| | | |
|-------|------|-----------|
| 占有の有無 | 有(無) | 所有者に問い合わせ |
|-------|------|-----------|

6. 貸主の表示

| | |
|----|--|
| 氏名 | |
| 住所 | |

7. 契約の解除

過去の歴には1ヶ月間の予告を要する。

8. 損害賠償の予定又は違約金

借主の都合で期間内に解約した場合は、違約金として家賃の1ヶ月相当分を支払うものとする。

9. 手付金等の返金措置

請じる(戻し)

10. 供給所等

(社) 全国建設物取引業協会

その他

1. 本物件は現状引渡とし、解約時に借主は通常の清掃を行い本物件を明け渡すものとする。
2. 駐車場は駐車指定が無く他の店舗との併用になる。他の店舗の付帯設備として使用するものとする。
3. 借主は本物件を改装工事する場合、事前に貸主の書面による許可を得るものとする。
4. 借主は平成29年8月1日より毎年1回家賃保証委託料として、家賃の10%相当額(¥7,000)を家賃保証会社へ前払いで支払うものとする。

家賃等の表示

| | | |
|----------|----------|-------------|
| 家賃 | ¥70,000 | 毎月1日までに |
| 駐車場 | ¥0 | 当月分を支払う |
| 共益費 | ¥0 | (口座振替) |
| 毎月合計 | ¥70,000 | ① 毎月のお支払金額 |
| 敷金 | ¥70,000 | ② 契約時のみ支払い |
| 礼金 | ¥0 | ③ 契約時のみ支払い |
| 火災保険料 | ¥20,000 | ④ 2年ごとに支払い |
| 家賃保証料 | ¥56,000 | ⑤ 契約時のみ支払い |
| 契約手数料 | ¥75,000 | ⑥ 契約時のみ支払い |
| ②~⑥合計 | ¥221,000 | ⑦ 契約時に必要な金額 |
| 日割り家賃で計算 | □する | □しない |
| 家賃合計 | ⑧ | |
| 契約合計額 | ¥291,600 | ご契約に必要金額 |

※9月分家賃代より口座振替となります。

| | | |
|-----|--|----|
| 手付金 | | 担当 |
| 残金 | | |

不動産賃貸借契約における反社会的勢力排除のための条項

特約第1条 (反社会的勢力の排除)

借主(乙)は、貸主(甲)に対し、次の各号の事項を承諾する。
(1) 自らまたは自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
(3) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 甲に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
イ 偽計または威力を用いて甲の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

特約第2条 (禁止又は制限される行為)

乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
(1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
(2) 本物件または本物件の周辺において、著しく租界もしくは乱暴な言動を行い、または威嚇を示すことにより、甲、他の賃借人、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。

(3) 本物件を反社会的勢力に占有させ、または本物件に反復継続して反社会的勢力を入りさせること。

特約第3条 (契約の解除)

乙について、次のいずれかに該当した場合には、甲は何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。
(1) 特約第1条の條約に反する事実が判明したとき。
(2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。

2. 甲は、乙が特約第2条に掲げる行為を行った場合は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

平成28年7月27日

借主(乙)

署名 宮城一郎

事務所費

沖縄県知事(3) 3700 (有) 日 日
代表取締役 新城 成 毅
所在 沖縄県野澤町新築2-366-40
電話 (098) 893-1181
FAX (098) 892-1181
取引士

本書説明を受け、要領致しました。

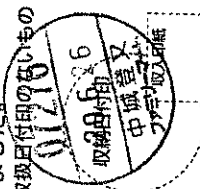
宮城一郎

小切金回収使用料 4.5月分。
 2月8日～6月7日分。理事会役員選挙事務費計117
 使用のため。充て除分。

払込受領証 (お客様控)

| |
|---------------------------------|
| 請求元 KDDI株式会社 |
| 請求元番号 3026293874 |
| 請求元名称 宮城一郎 様 |
| 請求年月 2020年 6月 |
| 請求金額 7,029円 (うち消費税等) 639円 |

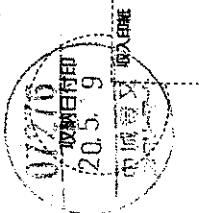
上記金額を受領いたしました。
 ※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。



払込受領証 (お客様控)

| |
|---------------------------------|
| 請求元 KDDI株式会社 |
| 請求元番号 3026293874 |
| 請求元名称 宮城一郎 様 |
| 請求年月 2020年 5月 |
| 請求金額 7,029円 (うち消費税等) 639円 |

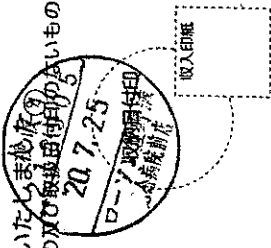
上記金額を受領いたしました。
 ※金額を訂正したものと及び取扱日付印のないものは無効です。



払込受領証 (お客様様)

| | |
|----------|------------|
| 受取人 | KDDI 株式会社 |
| 受取番号 | 3026293874 |
| 受取口座 | |
| 宮城一郵便 | |
| 請求年月 | 2020年 7月 |
| 請求金額 | 15,414円 |
| (うち消費税等) | 1,401円 |

上記金額を受領いたしました。金額を訂正したものは無効です。



<凡例> 税込または免税料金等: [*]、旧税率計算対象料金: [#]

| ご利用項目/備考 | 金額 (円) | 内訳 (円) |
|-------------------------------------|---------|-----------|
| ● auひかり ちゆら料金 | 15,304 | |
| ご利用番号 | 15,304 | |
| < 6月ご利用内訳 > | 15,304 | |
| auひかり ちゆら ホーム | | |
| ▼ 基本使用料 | 3,913 | |
| ネット月額利用料 (ホーム しま御) | 3,913 | |
| 0.6/0.1/0.2/1利用 更新期間2021/11~2021/12 | | |
| ▼ 機器リース料 | 500 | |
| HGW内蔵無線LAN機能使用料 | 500 | |
| 1in規格無線LAN機能機能の料金適用となります | | |
| ▼ 手数料・諸費用 | 9,500 | |
| 心算例契約解除料 | | |
| ▼ 消費税等 (10%) | 4,413 | 9,500 |
| 10%消費税の課税対象額 | 13,913円 | 1,391 441 |
| ● 請求書発行手数料/その他税金 | 110 | |
| ▼ 窓口支払手数料 | 100 | |
| ▼ 消費税等 (1.0%) | 10 | |
| 1.0%消費税の課税対象額 | 100円 | |
| ● 合計 | 15,414 | 4,964 |

1ヶ月以内の回線使用料 6月度分

契約解除料 9,500円を除外

基本使用料 3,913円

機器リース料 500円

4,413円

消費税(10%) 441円

4,854円 --- ①

窓口支払手数料 100円

消費税(10%) 10円

110円 --- ②

① + ② = 4,964円

2月8日~6月7日までの県議会議員選挙

事務所にて使用のため

6月は2日間使用の157日分を

充てず除外

4,964円 × 14/21 = 3,309円 (充てず) 無

業務費

Canon

領収証

発行日 : 2020年05月28日
領収証No. : 200500204949

宮城 一郎 御中

¥49,447-

但し 各種保守サービス料金として
上記の金額正に領収いたしました

2020年05月25日

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

キヤノンマーケティングジャパン株式会社
東京都港区港南2-16-6

複合機 使用料 3.4.5月度分。
2月8日～6月7日 北 県議会議員選挙事務所にて使用のため
充当除外。